

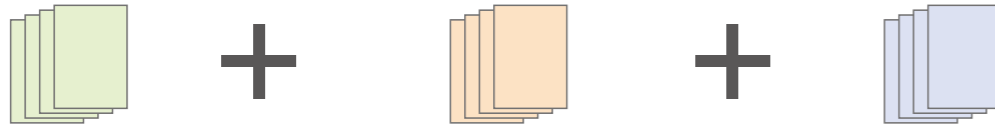
申請に必要な書類 (助成対象機器 ①～⑪)

助成対象機器のうち、**10** 高断熱サッシ(管理組合等向け)、**12****13** 電気自動車等用急速・普通充電設備、**14** 高反射率塗料等の申請に必要な書類は、各項目の詳細ページをご参照ください。

提出書類

申請される方は、以下の書類を揃え、環境課地球環境係に提出してください。

- ① 共通必要書類 ② 対象機器によって必要になる書類 ③ 各申請者の添付書類



※上記のほか、必要に応じてその他書類を提出していただくことがあります。

1 共通必要書類

- (1) 交付申請書***
港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金交付申請書(第1号様式)
※ 助成対象機器1種類につき、1枚の申請書が必要となります。
 - (2) 見積書の写し**
設置予定対象機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの
 - (3) 対象機器のカタログ・パンフレット**
対象機器の形状、規格等が要件を満たすことが確認できるもの
 - (4) 現況写真**
対象機器の設置予定箇所が写っているもの(設置が複数箇所の場合、全ての箇所)
 - (5) 設置同意書***
対象機器を設置することについての設置予定建築物の共有権者又は所有者の同意書
※対象機器を設置する建築物が共有又は賃貸建築物、使用貸借建築物である場合のみ提出。
- ※交付申請書・設置同意書の様式は、区ホームページ(ホーム>環境・まちづくり>環境>各種助成制度)からダウンロードするか19、22ページをコピーして使用してください。

2 対象機器によって必要になる書類

対象機器	添付書類 (冊の書類)
7 日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> フィルム施工箇所の図面及び面積計算表*(施工箇所、規模を明示すること) ※9ページの「作成例」をご参照ください。 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率等の性能を証明するもの*(第三者機関(建材試験センターなど)測定の証明書) ※区で既に証明書を確認済みの製品は不要です。区が証明書を認めている製品の覧は、区ホームページ(ホーム>環境・まちづくり>環境>各種助成制度>日射調整フィルム設置費助成)で公開しています。
9 事業所用高効率空調機器	<ul style="list-style-type: none"> 平面図(設置場所が分かるもの)
10 高断熱サッシ	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅の居住者(区民)が区分所有法上で共用部とみなされる部分に対象機器を設置するなどの改修を行う場合(外窓・ガラス交換等)は、改修することについて管理組合が承諾する旨の記載がある以下のいずれかの書類を提出してください。 「管理組合の承諾書」の写し 「管理組合総会の議事録」の写し 管理組合又は管理者が申請する場合は、11ページをご参照ください。
11 省エネルギー診断結果に基づく設備改修	<ul style="list-style-type: none"> 以下の団体が発行する省エネルギー診断結果報告書*の写し ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) ・国が実施する「省エネルギー対策導入促進事業費補助金(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業又は無料省エネ診断等事業)」に係る補助事業者に採択された事業者 ※診断実施日から3年以内のものであること

3 各申請者の添付書類

申請者	添付書類 (冊の書類)
区民	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が港区内に居住していること*1が確認できる本人確認書類の写し ※1 申請時点で申請者が対象機器の設置予定場所に居住していない場合は、完了報告時に設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類の写しを提出していただきます。 ●住民票(3か月以内に発行されたもの) ●運転免許証(裏面含む) ●個人番号カード など 以下の書類は2点以上で本人確認を行います。 ●国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証(裏面含む) ●国民年金手帳 など
管理組合等	<ul style="list-style-type: none"> 対象機器の設置について、管理組合総会で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会で選定されたことを証するもの(議事録など)の写し
中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が区内で事業を営んでいること*2が確認できる商業の登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの)*3の写し ※2 申請時点で申請者が対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合は、完了報告後に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出していただきます。 ※3 法務局の窓口で取得したもの(インターネット(登記情報提供サービス)で取得したものは不可)。 商業の登記簿謄本で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【補足書類】をあわせて提出してください。
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> 直近の確定申告書(受付印のあるもの)の写し 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの*4(不動産賃貸業の場合のみ) ※4 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【補足書類】をあわせて提出してください。

補足書類

中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか2点

- 有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し

- 設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)
※公共料金の請求書又は領収証の写しは、異なる種類のもの(例:電気・ガスなど)を2点提出してください。

中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義(17ページQ1参照)を超えている場合)

- 従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し